

【研究ノート】

実習を通して社会福祉理論の理解を深める

——岡村理論の7つの基本的要求から生活の全体性を学ぶ——

大 瀧 敦 子

1 実習教育における問題認識

社会福祉士養成教育の現況については、2019年6月28日付で厚生労働省による「令和元年社会福祉士養成課程における教育内容見直しについて」が公表され、パブリックコメントの募集が行われるなど一つの転換点を迎えていると言える(2019年8月現在)。見直し案については、これに先立つ2018年3月に提出された社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割について」という報告書を踏まえ作成されたものとされる。この案の冒頭部分には、「報告書」抜粋として、「地域共生社会の実現」が目的として提示され、「複合化・複雑化した課題」と評される「新たな福祉ニーズに対応する」ことができる「実践能力」養成が強調されている。この「実践能力」養成のためには、実習、演習の「充実」が必要とし、特に実習時間については180時間から240時間への増加が提案されている。(厚生労働省 2019)

実習時間増加の適否については、受け入れ機関である社会福祉実践現場の状況や、4年制大学における教育課程全体とのバランスを考慮し、慎重に議論されるべきと考えるが、本論の研究動機は、改正に伴う実習教育強化が目的とする「実践能力」とは何かという根本的な問いと、その問いに答えるためにこそ、実習時間数増加以前に教育内容を支えるソーシャルワーク基礎理論の検討こそ急務ではないかという問題意識による。この点を問わずに実習時間数増加こそ

が「実践能力」につながるという立場は、「複合化・複雑化した」ニーズへの対応力を含む能力の涵養ではなく、社会福祉現場における「即戦力」への要望の声に応えようとするものではないかという疑義に基づいている。ここでの「即戦力」とは、「現場ですぐに使えるワーカー」への要望であり、筆者はこのような「即戦力」と「実践能力」は、ソーシャルワークの専門性から考えたときには、別ものといっても過言ではないと考える。

例えば、筆者の専門領域である医療領域では2008年の診療報酬改定で「退院調整加算」が創設された。その施設基準として退院調整部門の設置と専従の看護師または社会福祉士の配置が求められたことを一つの契機として、「社会福祉士は、慢性期病院及び後期高齢者にかかわる退院支援を行う専門職として診療報酬に位置付けられた」。(高山恵理子 2019 p.21)だが一方で、退院支援等が診療報酬上に算定されるようになって以降、ともすると効率よく退院促進を行えることが組織の求める「実践能力」として評価されかねないという危惧を筆者は感じている。効率性とは必ずしも調和しないソーシャルワークの利他性や自己決定の尊重といった価値は、こういった実践に生じがちな倫理的葛藤や躊躇の源だが、それに伴う業務の滞りは、むしろ「実践能力」の低さとみなされかねない。

こういった組織への貢献を最重視する「実践能力」ではなく、専門性を基盤とする「実践能力」醸成を指す概念として「コンピテンシー」といった用語を用い、実習目的や指導法への考察も散見される。(例えば、柿木志津江他 2018, 川崎富雄 2018)だが、本論はこういった先行研究と、「実践能力」とは何かという問題意識は共有しつつも、ソーシャルワークの「専門性」をアプリアリなものとする立場からは一定の距離を置き議論を進める。つまり、専門的实践足り得る「理論に基づく実践」を行うための基盤づくりとして実習過程をとらえ、その過程の中で理論をどのように伝授可能にするかを考察しようとする試みだ。近年のソーシャルワーク実践の中では、その専門性を担保するものとし

て「説明責任(accountability)」概念が用いられることが多い。利用者や組織、地域に行った支援についての説明責任を重視する概念だが、一方で説明の根拠となる理論については深く問われることはあまりなく、基礎をなす専門的知や理論無きもとでなされる説明の説得力には疑問を感じている。

勿論、専門的知や理論以前の問題として、社会福祉現場の置かれている多様性や、実習生のいわゆる「社会性」に関わる現実的課題のほうが大きいとする立場もあるだろう。日々実習指導に当たる「実践者」としてその点については同意しつつも、それをもって初任者の入り口に立とうとしている実習生に伝えるべきソーシャルワークの専門性とは何かという考察を停止しては、「実践能力」の習得という名のもと行われる「即戦力」養成への要望という波に回収されてしまうという危機感を有している。

さらに、実習内で何を学ぶべきかという議論については、理論よりもむしろ利用者に対する共感的理解とも呼ぶべき内容を重視する立場について、筆者も強く同意する点は確認しておきたい。生活体験が限られている実習生であれば、実習先で出会う利用者の生活の現実や生の言葉から学ぶことが多く、むしろその点こそが実習の醍醐味である場合もあるし(例えば、黒田由衣 2010)、実習生本人の今後にとって重要な意味を持つことはしばしばみられる実習成果である。このような体験は、実習生と利用者、時には実習指導者との一対一の出会いを基盤としており、ともすると理論といった普遍化した枠組みとは正反対の個別的事象、体験として位置づけられがちだ。だが、このような体験が専門性の基盤の重要な一部であると考えれば、個別的体験から一定の普遍性があるものを導き出し実習生の中に定着化できる何ものかを考える必要がある。従って、本稿においてはこのような体験を「共感性に基づく利用者理解」と仮に位置づけ、これに資するような理論の学びについて考察を深めたい。

2 岡村理論を取り上げる理由と理論をめぐる先行研究の整理

表題の通り、筆者が実習指導での伝授を試みようとする理論は、1983年に岡村重雄が「社会福祉原論」として記した著書に基づくいわゆる岡村理論である。言うまでもなく、岡村理論(以下、本文で特に断りなく単に理論という場合は岡村理論を指す)は、日本の社会福祉学に今日でも重要な意義を提供し、多様な視点から論考が重ねられている。それら論考において、特にその主体論をめぐっては「難解である」ことが強調される傾向にあり(例えば、松本英孝2014)、そのような難解な理論を初任者である実習生に、しかも実習という個々の体験が強調される場における学びをもとにして、その伝授を試みようとすることは無謀であり、筆者の理論に対する理解の浅薄さを指摘する向きがあるだろう。しかし、その浅学の誹りを踏まえながらも、筆者の限られた理解においては、社会福祉援助の視点、つまりソーシャルワークは何を援助対象とし、その対象をどのような構造として理解するのかについての説明理論として、他の理論よりも明快であるにとらえている。ここでの明快という評価は、理論の価値を低めるものでは無論なく、特に実践の学である社会福祉学にとってみれば、内部者、外部者に対する説得力を持つ理論は極めて重要であり質の高さを表すと考える。

しかしながら、この評価は無限定に理論を取り込み、従い、教科書的に参照することを意味しない。先述の通り、理論については今日でも多くの論考が加えられ、またそれが記された1983年という時代性を考えるとき、それ以降の日本の社会福祉領域を含む社会的変動を無視し実習への適応を試みようとする行為こそ無謀といえる。従って、本稿ではまず理論についての筆者の理解を開陳しつつ、理論に関する他の論考を先行研究と位置づけ、ソーシャルワークの基礎を初任者・初学者の実習生に与えてくれるものとして活用しようとしたときに、どのような修正や再考が求められるか検討していく。

(1) 考察に先立つ理論理解の提示

著書「社会福祉原論」に記されているソーシャルワーク基礎理論としての岡村理論の主要部分は、4つのパートに分かれると考える。4つとは、社会福祉援助が対象とするものは何で、どのようなものか(社会福祉の視点, 対象), その援助の方向性を決める際の価値的基盤ともいえる原理とは何か(社会福祉的援助の原理), 援助の具体的働きはどのようなものか(社会福祉の機能), そして社会の中のどのような場で援助は行われているか(社会福祉の分野)を指す。中でも特に、社会福祉の援助対象論については、「第2章社会福祉固有の視点」「第4章社会福祉の対象」の2章がそれであり、社会福祉援助の特性、ユニークさがどこにあるかを明晰に示すことを理論の主要な使命と位置付けていると考える。

現代のソーシャルワーク論(学)では、援助対象については「人と環境の相互作用のインターフェイス」という用語で説明される。この一連の説明は、「人」「環境」「相互作用」「インターフェイス」の4概念が含まれるが、各概念について岡村理論内の概念で照応するものという視点から考えてみたい。

まず、「人」という概念について理論では、「社会生活」という概念とそれを成立させるため人が有する「社会生活の基本的要求」がそれに該当するだろう。一般的に「人」に内包される要素として想起される心理的、生物的側面については、理論本体の記述では捨象されている。この捨象は、社会福祉援助では支援の対象としないことを意味するのではなく、理論の主たる目的が「社会福祉固有の視点」を炙り出すことにある点に由来する。実際「社会福祉原論」の中では、心理学の特性として「基本的欲求」概念を人の行動理解の基盤とする点を取り上げ、「…社会福祉従事者も、日常取りあつかうケースにおいて生活上の困難が深く心理的過程とからみあっている事実^①に遭遇する。」^②ため、支援者も「行動の心理的意味の理解が必要で…」「その理解によって対象者に対する

援助が効果的に行われる…」(pp.73-74)としている。だが、心理的側面は「生活の分節をなす個々の行動を説明する原理としては…部分的に有用である…」が、社会福祉援助の基礎理論はあくまでも「社会生活を説明する原理」であるとする。つまり、社会福祉の固有性以外の要素を捨象し、その説明概念として提示したものが「社会生活の基本的要求」なのである。従って、その要求そのものが「人」の対概念だといえるが、社会福祉学の立場からみて剰余物を削ぎ落とすことは、リアルな人と対峙する実践の場への適用性が問われること、また人の全体性を捉えようとするときの困難を予測させるが、この点については次節で理論に関する先行研究の論点の中で考察を深める。

次に、「環境」概念の理論における対概念と捉えるのは、人が有する「社会生活の基本的要求」を満たすための「社会制度」である。ここでもまた理論における「環境」は、今日のソーシャルワーク理論で一般に含まれるような生物としてのヒトを取り囲む「環境」や、心理・情緒的側面を多く含む人間関係に比重を置いた「環境」への言及は除かれ、社会生活といった限定的範囲で対象をとらえようとする自己抑制が読み取れる。周知のように「社会生活の基本的要求」は最終的に7つの要求として明示され、これらを満たそうとすることに利用しなければならない「社会制度」の代表例が要求ごとに複数例示されている。これら具体的制度については、「…1つの基本的要求を充足するのに1つの制度機関の利用だけではすまないこともあるし、…対応する制度が整備されず、代用品を利用しなければならない現実もある…」(p.85)とし、例示した「社会制度」の可塑性は理論の中で留保している。つまり、理論が記されてから35年余りたつ現在の社会及び社会福祉領域の変化を勘案すれば、少なくとも「社会制度」の具体例は再考の余地が大きい、この点も次章以降で詳しく触れる。

さらに「相互作用」概念については「二重構造である社会関係」を対概念として捉え、「インターフェイス」概念はその社会関係に問題が生じた際に介入の対象となる「社会関係の不調和、社会関係の欠陥、社会関係の欠損」の3つ

が包含されると考える。

以上のような理解に基づき、岡村理論をめぐる先行研究の論点を整理しつつ、実習教育を通しての伝承可能性を高めるためにはどのような再考が必要かを論じる。また、本稿では紙幅の都合により、上記4パートの中の社会福祉支援対象を説明する「社会生活の基本的要求」と「社会制度」を取り上げる。これは、実習指導においては常に、実習生の生活問題理解に関する視野の狭さをどのように広げていけるかという課題に直面するという個人的経験に由縁しており、上記2概念の社会変化に伴うアップデートにまず取り組みたいと考えたことによる。例えば、介護問題で困っているから介護保険の説明、在宅療養を希望しているから在宅支援サービスの組み合わせの提示といったように、実習生は当事者から持ち込まれた生活課題への一対一の解答を求めがちであり、社会生活全体を視野に入れる視点の理解は困難なことが多い。そこで、理論の7つの基本的要求及びそれに応える社会制度という視覚から相談内容を分析することを促すことで、生活の全体性理解につなげることは可能かを検証したいと考えた。今回2概念を取り上げるが、「社会関係」及び原理、機能、分野、特に原理への理解は極めて重要と考えており、今後これらを継続した論考の対象とすることを確認しておく。

(2) 理論に関する先行研究—「社会生活の基本的要求」概念をめぐる

ここでは、理論内の主要な概念「社会生活の基本的要求」について論考を重ねている白澤政和(2000, 2005, 2012ab)の論文を中心に、論点を整理する。白澤(2012a)は、ソーシャルワークの立場から見たときに、岡村理論には5つの論点があるとしている。5つとは、①理論における社会関係の二重構造と、ソーシャルワークでいう人と環境の相互関連性との類似点と相違点 ②社会制度と環境や社会資源との相違点 ③社会関係の主体的側面への支援論のソーシャルワーク論における位置づけ ④社会生活上の基本的要求とソーシャルワークのニー

ズ論の関連性 ⑤社会関係への介入が必要である人の人間像とソーシャルワークの人間像の相違点、以上である。

それらのうち主に組上に載せているのは、④の「社会生活上の基本的要求」及び③の主体論に関わる部分で、特に④については、本論で取り上げる領域と重なる。しかし白澤(2012a)は、7つの基本的要求からの漏れとして「住環境に対するニーズ」や「宗教選択に対するニーズ」を指摘する一方、論点はむしろ7つの基本的要求とニーズアセスメントとの関連性に向けられている。複数の論考内で共通で指摘している要点は、以下の二点と整理できる。まず一点目は、クライアントの「社会生活遂行上で困った状態」とは、岡村理論に示されている7つのカテゴリーとして整理され見いだされる、もしくは要求提示されるわけではないという指摘だ。その状態は、「身体機能的状況」「精神心理的状況」「社会環境的状況」の「3者間での相互関連の下で」生じるもので、「困った状態」を、社会制度の提供内容に転換しつなげるために、「ソーシャルワーカーが利用者と一緒になり」要因間の相互関連を読み解く過程が必要だとする。(白澤 2012a pp.171-178)

白澤(2012a)の論考内で示された事例に基づいて考えてみる。利用者は、脳梗塞後遺症で一部介助が必要な杖歩行の状態。リハビリの必要性が残るも、一人暮らしでアパートの2階住まい、退院後の易疲労で外出や通院に消極的という状況だ。外出したくないという利用者の訴えについて、身体機能、精神心理的状況、社会環境という3要素の相互連関で生じていることを分析したうえで、「買い物誰かにしてもらいたい」「自宅でリハビリを受けたい」という生活ニーズに対応するとある。(白澤 2012a pp.174-176)この例に対し生じる疑問は、生活困難状況の原因に関する3要素からの分析解明は明快だが、その相互連関性への理解が、生活ニーズへの変換過程にどのように生かされているのかについて必ずしも明らかになっていない点だ。例えば、外出に消極的な理由としてアパートの2階住まいである点や、一人暮らしで家族による介助の担い手がいな

いという社会環境要因があると分析したならば、1階への転居や外出介助の導入による通院というニーズ設定もあり得る。利用者の心理的要因を重視したのであれば、その判断理由が明示される必要があるだろう。

以上のように、生活困難の要因分析として身体機能、精神心理、社会環境の3要素は有効であるとしても、そこから生活ニーズを設定するためにはもう一段階の判断基準が存在することが分かる。このことは、論考が繰り返し理論の「社会生活上の基本的要求」概念の問題点として指摘する内容と重なる。従ってここでは、ニーズ分析には7要素の考え方と原因分析としての上記3要素が考えられるが、いずれも分析結果と資源とのつなぎ部分には、未だ十分に一般化した説明がしづらい過程が存在することを指摘し、次に議論を進めたい。

白澤(2012a)による「社会生活の基本的要求」概念の二つ目の論点は、概念内の「基本的」の指し示す範疇に関する問題提起だ。論考内では、「ニーズ」と「デマンド」に関する議論や、「フェルト・ニーズ」「ノーマティブ・ニーズ」「リアル・ニーズ」の議論を引用しながら、クライアントの生の要望を「デマンド」とし、「社会生活上必要不可欠なものに限定したものが『ニーズ』であるとする。」時、その根拠が岡村理論では「社会的必然性のあるもの」としているが、「デマンド」から「社会的必然性のあるもの」に絞り込んでいく過程が必要だとする。この過程には、理論における「社会福祉援助の原理」である社会性、現実性、主体性、全体性の概念からみた「リアル・ニーズの抽出」が必要だとする。二つ目のこの指摘は、一点目の論点として上に整理した混沌とした「生活困難」から、援助過程におけるニーズを抽出する過程に関する批判と重なる。だが筆者は、この点よりもむしろ、理論における「基本的」の範疇は社会の側、援助者側の線引きで恣意的に操作可能という指摘を含む点で重要と考える。この点について白澤(2012a)の論考では、「時代や文化により異なり、理論的な整理は」困難とされている。

「基本的」の範疇に関し理論では、7つの要求に関する記述とは別の部分でも

関連するものが見られる。社会福祉原理の一つ「現実性の原理」の記述内で「基本的要求」に関連し以下のように記している。「われわれの『社会生活の基本的要求』は、あくまでも自己を貫徹せずにはおかないということ」「自己を貫徹する強いエネルギーをもっている。まさにそれゆえにこそ、その要求は『基本的』なのである。」(p.101)がそれだ。ここでは、社会の側ではなく、求める側のエネルギーの強さが範疇を決めるかのように表されている。求める側のエネルギーが存在してもなお、社会制度の側が応えようとしない状況を理論では、「社会関係の欠陥」とし、その改善を目指し働きかけるべきと描かれる。ここでは、「基本的要求」の範疇は社会の側、援助者側からの絞り込みと主体側の切実性とのせめぎあいの中で決められるということ、さらに基本的たるものは文化的、時代的要因による可塑性があるという二点について先行研究から示唆を得た。

以上の論点に加え白澤(2000, 2005)では、クライアントから社会制度側への働きかけを意味する社会関係の主体的側面を社会関係の起点とする岡村理論の構成について、援助の初期状態は、クライアント側が必ずしも社会制度や資源を求めて能動的、主体的な動きを起こさない、もしくは起こせない点を指摘し、そこへの援助こそが重要だと指摘している。

この点について2012a年の論考では、クライアント・被援助者の主体的側面を強調する岡村理論の根幹について、「米国のソーシャルワーク論では、利用者を全体として『ホリスティック』にとらえる論者は多いが、利用者の主体的側面に立つことについて直接の論述は」ないとし、そこに理論の固有性と独自性があると評価しつつ、これを補完する概念としてパールマンのワーカビリティの他にコーピングやストレングス、レジリエンスの概念が、「利用者の主体的側面に立ち、主体性を引き出す支援」に有効だとしている。

以上先行研究では、「社会生活の基本的要求」に記された7つの個々のニーズ類型については特に踏み込んだ議論はなく、時代状況による可塑性への言及に

とどまっている。だが一方で「基本的」という用語が指し示す範疇の曖昧性への指摘があった。この点については、抽象的考察ではなく実習指導を通しながらどのように「基本的」が決められていくのか、構造主義的視覚から実践事例を検討する必要があると考えるが、この点は今後の理論検討の課題とする。

また、先行研究の基本的論点は援助初期段階における生活困難の混とん状況は7類型として現れず、その整理過程の支援内容こそ専門性があるとする指摘であった。筆者は、この混とん状況に援助者が臨む際の専門的視座の提供こそが岡村理論の「社会生活の基本的要求」と「社会関係」概念の意義と考える。専門的視座から得た問題状況の解釈を利用者側と共有する過程を通しリアル・ニーズが炙り出されていくのではないか。だが、先行研究ではその分析過程にはむしろ身体機能的状況、精神心理的状況、社会環境の状況の3要素からの視座が必要だと指摘する。この指摘は、心理的側面を捨象しがちである理論の特性を補うという意味で重要と考えるが、この点は7つの基本的要求概念の個々を精査したのち、実習指導事例を通し考察を加えていく予定だ。また、分析から資源へのつなぎの部分の問題性については、ソーシャルワークの援助プロセスに関する課題ではないのかと現時点では捉えており、この点についても今後の課題として記すに留めておく。

次章では、基本的要求7類型についての今日的課題と、要求を満たすための社会制度の定義及び記述について検討を加える。

3 「社会生活の基本的要求」と「社会制度」としての「家庭」に関する検討

理論に記されている「社会生活の基本的要求」は、経済的安定、職業的安定、家族的安定、保健・医療の保障、教育の保障、社会参加ないし社会的協同の機会、文化・娯楽の機会の7項目である。これらは「社会福祉原論」によれば、生理

学や心理学を基礎として行われる人間の欲求とその行動に関する説明は「…部分的に有用であるかもしれないが、社会制度によって実質的に規定され、それを離れては成立しがたい個人の社会生活の現実を説明する原理として、これをそのまま使うことはでき…」(p.74)ないため、「(人間の基本的欲求)が具体的に実現するための通路としての社会制度との関連において規定しなお…」(p.75)し、新たに構成されたものである。つまりこれらは、社会生活を送る個人にとって必要不可欠であると同時に、社会の側も存続のために必要最低限備えるべき社会制度を有するから、それら両側面から勘案し編成しなおされたものである。この論述に、引用されているJ.W.ベネットの著作とされる‘Social Life’は、今回残念ながら原著の確認をすることはできなかった。従って、理論内の引用部分のみを頼りに見ていくと、社会の側が存続のために備えるべき機能としては、社会成員の生物学的機能の維持、貨財およびサービスの生産と分配、後継者の生殖、社会成員の社会化、秩序の維持、社会的動機付けとしての文化的機能、以上6項目を上げている。理論では、「社会生活の基本的要求」とは、社会の側の存続条件と個人の側の最低必要条件との両者間の調整の産物という立場から、この6項目の機能に対し読み替えが施された結果として基本的要求7項目が提示されている。ベネットの6項目中、特に社会成員の生物学的機能維持の一部と貨財およびサービスの生産と分配は、現代社会では生物機能維持のためになされる消費行動も経済制度と不可分であるとし経済的安定と読み替えられ、またその安定を手に入れる手段的位置づけで職業的安定の2要求に置き換えられている。

白澤(2012a)の指摘にある「住環境に対するニーズ」や「宗教選択に対するニーズ」の抜けについては、7つの基本的要求の各要求を充足する「制度の代表的な例」(p.85)の中に、家族的安定要求の充足制度として「家庭」と「住宅制度」が上げられている。(宗教選択についての記述はない)この点からみると、理論の中の「家庭」の位置づけはニーズを満たす制度の一つ、つまり機能面を中心にとらえようとしていることが伺える。人の集団として情緒面を重視し「家庭」を

捉えるのではなく、基本的要求充足をどのように果たすかという機能面を強調する一方で、婚姻制度や戸籍制度といった形態面はここでは言及されていない。このように「家庭」を機能としてとらえようとする視点は、実践への適応性で幾つかの難点が想定される。特に「家庭」が果たす機能は、集団をなす家族成員の情緒的側面での力動から大きく影響されると想定され、その点で他制度とはかなり違っているが、理論ではその点の記述が薄い点をここでは抑えておく。

この他に、基本的要求の概念規定として筆者が疑問に思うのは、社会参加ないし社会的協同の要求項目だ。この項目は先のベネットの引用では、秩序の維持という項目と対応しており、理論においては社会側の備える制度機能として、司法、道徳、地域社会を上げている。主体側からの要求としての社会参加ないし社会的協同の機会を求める先の社会制度としては今少し補完的説明が必要であるように思われる。この点は、いわゆる岡村理論をめぐる「主体論」の議論を精査する必要があると考えるが今後の課題とし、次節では「家庭」制度に的を絞り議論を進める。

(1) 家族的安定を充足する制度としての「家庭」とは何か

岡村理論における家族論に関する論考としては、野々山久也(2012)と畠中宗一(2012)を上げることができる。後者は、理論の家族論と主体論に関し、社会的カウンセリングの立場から論じたもので、ソーシャルワークの基礎理論として検討する本論の視点とは異なるためここでは割愛する。

野々山(2012)は、岡村理論における家族の認識枠組みは個人へのニーズに応答する「制度的集団」という理解にとどまっている点、さらに役割理論からの役割遂行への支援が家族福祉であるとする基本的立場について批判的検討を加えている。まず、役割遂行への支援という位置づけについては、家族に求められる「役割は、時代の価値観や社会規範に規定されるもので」、これを遂行できるように支援するという立場は、社会が是とする規範で個人の自由を束縛し集

団内の地位にとどめ置かせようとする働きかけになりかねない点を指摘し、女性の「嫁役割」と「介護役割」を例に引いている。さらに、理論において「制度的家族」という認識枠組みに留まることは、「集団としての家族」という視点を欠いており、これは家族それ自体を支援対象とする家族福祉の立場から見ると問題があるとする。

野々山(2012)は、このような「岡村理論における…家族福祉に関する限界は、もともと現代家族についての構造や機能についての認識における限界から生じている」(p.239)とし、家族機能に関する「家族機能縮小説」や「家族機能専門化説」、「家族機能増大説」「家族機能個人化説」を紹介したうえで、「家族社会学における家族機能の変動に関する今日的な結論は、…『家族機能個人化説』が強調されているとあってよい。」(p.241)とする。「家族機能個人化説」では、パーソンズの上げる「子どもの基礎的社会化と成人の情緒的安定化」の2機能に家族機能が収斂されていることが引用されている。旧来は社会に対する家族機能(労働力の提供機能など)が重視されてきたが、現代では「個人に対する家族機能が重視されてきている」(p.242)とする。以上を踏まえて、「家族福祉は、それぞれの家族が自ら選択していく多様な家族ライフスタイルのあり方を自由に選択できるように援助サービスすることである。」(p.242)とし、「権利としての家族福祉」(p.243)の原理を上げている。

以上の論点を、社会規範を追認する形での役割理論からみた家族観と家族機能における現代的变化の弁別の不足と整理してみる。まず社会規範との関連でいえば、岡村理論内での7つの基本的要求の炙り出し過程の記述では、家族制度として社会側が個人に要請するのは次世代の出生、保護、育成機能(p.81)だとしており、「家族機能個人化説」に近い。理論が記された1980年代という時代背景を考えると基礎となる家族イメージは核家族の構造と機能であろうことは想像に難くない。事実「家族福祉論」(岡村 1971)の中では、「近代家族」という用語や「家族の近代化」という表現で、第二次世界大戦前の家制度からの

離脱過程が進まないことを問題視し、「前近代家族の社会的機能を失いながらも、家族の構造と意識においては、依然として近代家族化しないという点に問題がある。…」(p.24)としている。このように「家族福祉論」では、むしろ「家族機能個人化説」にむけ働きかけることが家族福祉の役割と位置付けているように読み取れる。従って筆者は、岡村理論における家族観の問題点として、旧来の社会規範に留まることを是とする支援や働きかけを前提としているという批判はそぐわないと考える。問題はむしろ1980年代当時の家族状況と、現代家族の形態における多様性のギャップの大きさにこそあるのではないだろうか。その変化は「家族機能の個人化説」が有する家族像を越えて変化しており、家族を構造としてとらえること自体が難しくなっている。離婚・再婚家族の増加、事実婚、同性婚など、婚姻形態、家族形態、それらに対する社会規範の在り方も、多様性容認をむしろ社会的価値として受け入れようとするトレンドの中、変化している。加えて、高齢化、少子化、晩婚化、非婚化の進展は、そもそも出生家族以外を持たない人々の増加と、結果としての独居世帯増加も社会問題化している。

このような変化を踏まえると、家族モデルといった形で家族構造を普遍化しようとすること自体が実践上ではあまり意味をもたないし、また「集団としての家族」として情緒的側面を一般化してとらえようとする試みも、従来ほど有効ではないように思われる。むしろこれまで社会は家族という集団にどのような機能を求めてきたのかという視点、その機能を果たせるような構造を持たない時、社会の側は個人の「家族的安定」要求に応えるためどのような代替機能を提供している、もしくは提供すべきかといった視点から考察することが、社会福祉学の基礎理論としては求められているのではないか。この点については次節において考察する。

(2) 家族定義と家族機能の再考

ここで筆者の立場を今少し補完しておく、そもそも理論の中で個人が持つ要求としての家族的安定に含まれる家族像と、家族福祉論が必要とする家族像を、一律に取り扱うことは難しいのではないかという立場だ。確かに、理論に記された家族像に基づき岡村は「家族福祉論」(1971)を記したが、この著作は前半と後半で家族の取り扱い方が違っており、具体的な援助論は黒川昭登(1971)が著述しているため、前半とは全く趣が違っている。以上の点から、本論では、「家族福祉論」における家族定義や援助論ではなく、個人の社会生活上の基本的要求の一つとして記されている家族的安定要求の基礎となる家族像とは何か、そしてその要求に応える制度としての「家庭」に求められる機能という点から論じる。

現代家族の変容とその定義の困難性については、家族社会学の中でも1980年代後半から議論が重ねられ、90年代以降は社会学の理論的潮流の影響もあり、構築主義に基づく「主観的家族論」の意義を強調し、専門的定義の無効性を主張する立場がある。「主観的家族論」とは、「同居、親族関係、経済共同などの、いわば『客観的な』水準で捉えるのではなく、当事者の主観に定位して捉えるべきことを主張する」ものだ。(田淵六郎 1996 p.20)そもそも、家族という用語は日常用語であり明確な定義を有さず、民法上6親等以内の血族、配偶者及び3親等内の姻族と定められている親族とは必ずしも重ならない。

上述した「主観的家族論」に基づく家族観は公的調査にも取り入れられている。国立社会保障・人口問題研究所が行った「第5回全国家庭動向調査」(2013)では、調査対象者に家族であると考える範囲を尋ねる項目を設けている。(pp.138-140)このように当該者の主観を中心に家族の境界を見据えようとする「日常的な家族概念」を重視する考え方は、岡村理論における社会生活を送る人の主体論、社会制度の規制を受けながらも多数の社会関係を選択、統合して

いくという当事者像(p.99)とも親和性が高く、ソーシャルワークにとっても取り入れやすいと言えるだろう。

だが、この「主観的家族論」もしくは「日常的家族概念」は、社会学の調査研究という立場からは幾つかの問題点も指摘されている。例えば、普遍的な家族定義は不可能であるとしても家族研究という立場から操作定義としての家族定義は不可避である点(松木洋人 2013)や、研究対象者が主観的に言明した家族の範囲は、あくまでもその時点における「当事者の主観的世界を近似的に示すものであるに過ぎないという点」(p.28)だ。つまり、主観である以上、不変ではなくむしろ状況、文脈に依存した家族認知であり、もう少し長い時系列で考えれば当事者の婚姻、出産や死別など、ライフコースのどの地点かにより、家族という言葉が包含する人間関係に相違が見られても不思議はない。

以上の点から、家族的安定要求を持つ個人からみたその範囲は、個人の主観的像を把握することこそが重要だと言えるだろうが、同時に「主観的家族論」では家族境界の文脈依存性と可塑性を念頭に置く必要があることが分かった。さらに調査研究における操作定義としての家族定義の必要性については、理論内の課題として、個人の基本的要求を向ける先としての制度としての「家庭」を考える際に有効な指摘だと考える。つまり、個人の考える家族境界とは別に、社会制度側が想定する家族境界はいつの時代でも存在するであろうということ、そしてこの境界は社会制度ごとに異なり必ずしも一致していないのが現実で、制度運用上極めて恣意的に、つまり操作定義的だということだ。

岡村理論において家族的安定に依る社会制度として上げられているものは、家庭と住宅制度の二つである。しかもこの二つは、家庭というこれもまた極めて曖昧な概念と住宅制度という具体的サービスが列挙されている。この二つがなぜ具体例として上げられているのか、理論の中ではその道筋は記さず、他論考でもこの点への言及は散見されなかった。従って、本節では人々がもつ家族的安定要求の基盤となる家族像は主観的で可塑性があるものとして

捉える必要があること、さらに要求の向かう先として現代日本社会側が応えるべき要求と認知するものは何かを検証する必要性を指摘しておきたい。

(3) 家族的安定要求に応える制度としての「家庭」

本節では、人々が家族的安定を求める故に抱えるより具体的要求について、先述した「第5回全国家庭動向調査」(国立社会保障・人口問題研究所 2013)結果から考えてゆく。当該調査は、5530ある国勢調査区から無作為に抽出された300の調査区に居住する世帯の結婚経験のある女性を対象としている。従って、一定年齢以上の女性からみた回答である点、また結果分析は有配偶女性の回答に絞ってなされているため代表性という点では限界があるが、家族に関する全国規模の調査は希少なため、仮説提示には相応しい資料と考える。

当該調査において、「家族であるために重要であると思うもの」という問いへの回答としては、「困ったときに助け合う」「精神的きずながある」「互いにありのままにいられる」が相対的に多く、血縁が重要だとする比率はそれらに比べるとやや低下し、居住形態、姻戚、生計について重要とする回答はさらに低くなる。また、関連する項目として「家族が果たす働き」に関する質問への回答では、「心の安らぎを得る」「子どもを生み育てる」「家事など、日常生活上で必要なことをする」の項目が上位を占め、「親の世話をする」は相対的に低いという結果が示されている。(pp.141-146)

これらの項目に関して今少し考察を加えると、まず、「精神的きずな」や「ありのままにいられる」、「心のやすらぎ」など高い比率の項目は、いずれも家族成員間の心的結びつきを表す一方で、血縁や姻戚関係を重視する旧来の家制度との結びつきが強い項目で相対的に比率が低いという点では、岡村が家族福祉論(1971)で唱えた当時の「家族の近代化」は、時間的経過とともに達成されているともいえる。一方で、家族であるために重要であることの筆頭に上げられた「困ったときに助け合う」という回答は、困った状況が具体的に示唆されて

いない以上、物質的状况から精神的状况までを幅広く包含しうる項目で、どのような内容が含まれるのかはもう少し詳細な検討が必要だ。別の調査項目とその結果から考えていこう。親世代との支援関係を尋ねたものがあるが、その結果の中では出産や育児に関わるサポート資源としての親世代の存在感が増してきていることの指摘や(p.3)、経済的支援については、親からの支援と親への支援といった双方向的関係が金額的多寡を問わなければ5割から8割の比率で見られることが示されている。(p.80) こういった経済的支援、特に親からの支援について、成人した子との間でも見られる場合が多い点は(p.92)、日本の特徴ではないだろうか。高齢社会という言葉からは、ケアされるまたは支援される高齢者像が強調されがちだが、要介護状態等になる前段階の一定期間においては、かなりの比率の高齢者が孫の育児や経済的側面で支援する側の役割を果たしていることがうかがえる。

その他、親に対する支援に関連する調査項目では「日常の買い物」「食事」「洗濯」「掃除・かたづけ」など家事支援については、同居の方が別居よりも多いといった居住形態による差が大きい一方で、心理的支援の項目「悩み事の相談」は居住形態による差よりも親の性差による違いが大きいといった結果が示されている。(p.73) また、親の介護については家族が担うべきといった規範的回答は、1998年第2回調査で約4分の3にあたる73%が賛成であったが、徐々に低下し第5回調査では56.7%である。(p.130) その一方で、高齢者への経済的支援については、公的機関より家族が行うべきという意見に対して、1993年第1回調査でも賛成は31.5%と低く、第5回調査では28.1%であった。

この二つの項目に関する結果をみると、親に対する支援は家族がすべきという規範的考え方は、公的支援制度の整備に伴って変化しているのではないかと推測する。具体的には経済的支援の重要な柱である老齢年金制度は1961年開始という長い歴史を持つため、1990年代からすでに家族外資源の活用が「普通の事」と捉えられてきた。一方で、介護については、第2回調査が行われた1998

年は介護保険制度開始前夜で、第5回調査は介護保険開始後13年が経過した2013年である。親の介護役割に関する人々の家族規範意識は徐々に変化しており、変化をもたらす要因の一つとして公的支援制度の整備を上げることに大きな違和感はないと思う。つまり、幾つかの家族機能、ここでは老親への経済的支援や介護を取り上げたが、家族機能が外部化することと規範意識の変化は連動しているのではないかということだ。このような現象は、出産・育児に対する公的保育制度の充実といった家族機能の外部化の進行に従って、人々の規範意識も変化していくのではないかという推測が成り立つだろう。

以上見てきたように、人々が家族的安定という基本的要求を満たすために現存する制度として利用している主なものは介護や育児に関連するものだが、本論ではこれらの家族機能を家族成員間のケア機能という小さくくりで捉えた。そしてこのケア機能において老親は必ずしも受け手としてだけでなく、育児サポートという与え手としても機能していることが分かった。ケア機能以外に明示されているのが経済的支援機能であるが、これもまた親子間で長期間にわたり双方向的に行われている姿がうかがわれた。また、岡村理論の中では具体的機能として住宅制度が上げられていたが、安定した住居は個人にとっても家族という集団にとっても不可欠であるが、制度という言葉が公的という意味合いを包含するならば、現代日本において住宅制度が不十分なことは明白である。先述の調査では、それを補うような形で老親による援助のある住宅の割合が、第1回調査の36.9%から第5回調査では49.2%と上昇しており(p.100)、公的制度の不備を家族間で補いあっていると考えることもできるだろう。従って、住宅制度を家族制度の機能に加えた理論の認識は、現代社会においても適合していると言えるだろう。

さらに、筆者の専門領域である医療分野から問題提起可能なのは、家族に「身元保証」という機能を付しているのが日本社会の現実だということだ。医療機関で入院治療を受けようとするれば、入院時、手術時はもちろん、近年はイン

フォームドコンセントとして行われる医師からの治療説明時にも、家族またはそれに準じる親族の同席や同意、了承の署名などが求められる。(第67回公益社団法人日本医療社会福祉協会全国大会2019)こういった同意行為には法的拘束力がない場合が多いが、保証人がいないことは治療者側に不安を与え、結果としてほとんど連絡を取り合うことのない疎遠な親族にまで連絡を取ろうとする行為がなされている。このような「制度」の是非については別に論じられるべきとは考えるが、同じような事象は賃貸住居の契約時にもみられるなど、日本社会独自の家族機能が新たな生活課題を生み出している点を押さえておく必要性はあるだろう。

以上、ケア機能、経済的支援機能、場としての住宅の保障機能、身元保障機能の4つを本章では個人の家族的安定要求として「家庭」に求めるものと仮に整理し、結びにおいて各機能の詳細と今後の課題について整理する。

4 結びに代えて ——社会生活の基本的要求としての家族機能

本論では、岡村理論の中心概念である社会生活の基本的要求の一つ家族的安定及び制度としての「家庭」は、それが書かれた時代から35年余りの時を経て、概念の内容については多くの検討を要することを確認してきたが、ここまでの考察を図1としてまとめた。

図中「主体としての当事者」が有する家族的安定要求に関連しては、現代社会において家族を構造として一般化することは、婚姻形態の多様化、非婚化、さらに高齢化による家族生活の長期化などにより、困難であることから、それに代わる家族認識として「主観的家族」という概念の適応性を述べた。また、ソーシャルワークの基礎理論としては家庭を制度としてとらえ、その機能の面から捉えることの必要性を述べてきた。しかしながら、こういった機能には集団としての家族が有している人間関係的、心理的側面が大きな影響力を持つことは

自明で、この家族理解を家族福祉論へそのままスライドし援助論とつなげることは困難があることも記してきた。従ってここでの「制度としての家庭」とは、個別・具体的家族ではなく、社会制度側が、家族の果たすべき機能と認知しそれを補完しようとする制度内容を意味している。

さらに図中には、当事者が制度としての家庭に対して有する要求を矢印で表した。矢印の始点としての①は、成員が有するケアへの要求を示した。ここでのケアは、幼少期から高齢期までの養育や介護といった多様なケアを意味するし、その他通常の家生活における心理的ケアや家事行為も含む。制度としての家庭がそれに応じうるものとして、始点②保育制度と始点③介護制度を記した。矢印の始点④は、経済的支援だがこれに応じるものは年金制度を始点⑤として記したが、⑤は別の基本的要求である経済的安定要求への応答と重なる。だが、家族調査の実態から考えると補完的・臨時的な経済的支援の要求は、家族に向けられることが多い点を勘案しあえて記すこととした。始点⑥の安定した居住については、理論の住宅制度を継承し、また高齢期には住宅に代わる生活施設が求められることから、始点⑦として生活施設制度も付加した。先の章で、身元保証問題に言及したが、これについては当事者の要求というよりは社会の側が制度利用に際して求めてくるものと考え、ここでは捨象したが今後継続して考察すべき点と判断した。

加えて今回の論考から認識された岡村理論の再考察を要する点として、支援要求が具体的に生じるのは混沌とした「困った状態」としてであり、これを読み解くための枠組みとして7つの基本的要求がどの程度活用可能かは今少し具体的考察が必要だという点だ。さらに、これを具体的支援につなげるためのアセスメントにはさらにもう一段階の整理が必要だという点だ。さらに、理論における心理的要素の捨象部分をどのように補っていくのかは序論で触れた共感的理解を醸成するためにも重要な要素だと考えている。

以上のように、本論で言及できたのは岡村理論全体のごく一部に過ぎず、基

実習を通して社会福祉理論の理解を深める

本的要求の他項目だけでなく社会関係という援助対象理解の主要部分にも手を付けることができなかった。その他の主要概念についても検討が必要であることは言うまでもない。今後は、今回の修正を念頭に置きつつ学生の実習指導で試用し、その適応性を検討すると同時に、他概念について同様の考察と試用を行ってゆきたい。

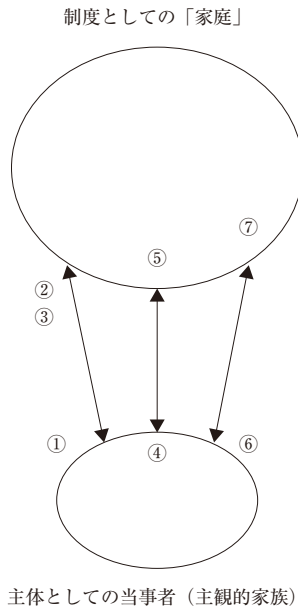


図 1

- ①家族成員としてのケア ②保育制度 ③介護保険制度 ④経済的支援 ⑤年金制度
⑥安定した居住 ⑦住宅制度・生活施設制度

参考・引用文献

- 畠中宗一（2012）「第9章 家族制度における生活者主体」『社会福祉における生活者主体論』ミネルヴァ書房 pp.156-171
- 柿木志津江他（2018）「2年間にわたる実習生のコンピテンシー自己評価を踏まえた社会福祉士養成教育における課題」関西福祉科学大学紀要 第22号 pp.75-87

実習を通して社会福祉理論の理解を深める

- 川上富雄 (2018) 「アメリカ合衆国における『力量基盤』『成果重視』のソーシャルワーク実習 ～我が国の社会福祉士実習教育との比較を通じて」 駒沢大学文学部研究紀要 第76号 pp.91-112
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 「第5回全国家庭動向調査」 <http://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ5/Mhoukoku/Mhoukoku.asp> 2019.8.1閲覧
- 公益社団法人日本医療社会福祉協会第67回全国大会 (2019) 「シンポジウム身元保証人問題とソーシャルワーク」 資料 p.24
- 厚生労働省 (2019) ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf> 2019.8.1閲覧
- 黒田由衣 (2010) 「第5章4学生の実習体験からみる『ソーシャルワーク』の学びとその在り方」 『新しい福祉サービスの展開と人材育成』 埋橋孝文 同志社大学社会福祉教育・研究支援センター編 法律文化社 pp.122-130
- 松木洋人 (2013) 「家族定義問題の終焉—日常的な家族概念の含意の再検討」 家族社会学研究 25(1) pp.52-63
- 松本英孝 (2014) 『新版 主体性の社会福祉』 三学出版
- 野々山久也 (2012) 「第12章 岡村理論における家族福祉論」 『社会福祉原理論』 松本英孝 他編 pp.230-245 ミネルヴァ書房
- 岡村重雄 (1971) 「家族福祉論」 ミネルヴァ書房
- 岡村重夫 (1983) 「社会福祉原論」 全国社会福祉協議会
- 白澤政和 (2000) 「第一章 社会福祉援助から捉える『生活ニーズ』の枠組み—岡村ニーズ論に対する発展的批判」 『社会福祉援助と連携』 右田紀久恵他編 中央法規出版
- 白澤政和 (2005) 「岡村理論とケアマネジメント研究」 『ソーシャルワーク研究』 Vol.31 No.1 pp.30-38
- 白澤政和 (2012a) 「岡村理論とソーシャルワークの関係」 『岡村理論の継承と展開 第一巻 社会福祉原理論』 松本英明他編 ミネルヴァ書房 pp.170-183
- 白澤政和 (2012b) 「第7章 岡村理論におけるケアマネジメントの位置」 『岡村理論の継承と展開 第4巻 ソーシャルワーク論』 小寺全世他編 ミネルヴァ書房 pp.134-147
- 田淵二郎 (1996) 「主観的家族論—その意義と問題」 ソシオロギス No.20 pp.19-38
- 高山恵理子 (2019) 「医療ソーシャルワーカーの業務に医療政策が及ぼした影響：診療報酬の動向と医療ソーシャルワーカーの『退院支援』業務との関わり」 上智大学社会福祉研究 pp.10-30